

小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）の
地域密着型サービスへの移行について

1 概要

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、「地域密着型通所介護事業所」となります。

- (1) 介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されます。（参考資料：H27.12.22 全国介護保険担当課長会議資料抜粋）
- (2) このことにより、県（東部中央福祉事務所）から各市町に指定・指導権限が移行されるとともに、基準についても、各市町で定める基準条例に基づくこととなります。
- (3) 当該移行は平成28年4月1日に施行されますが、市町村における運営基準等の条例制定については施行から1年間の経過措置を設けているため、最も遅い場合には、平成29年3月31日施行で運営基準等の条例を制定することも可能であり、条例制定をしていない間については厚生労働省令で定める基準を適用することとなります。

(参考)

	～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	
都道府県指定	小規模通所介護費 (平均利用延利用者数300人以下/月)		利用定員18人以下は地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模通所介護費 (平均利用延利用者数301人以上750人以下/月)	通常規模通所介護費 (平均利用延利用者数750人以下/月)	
	大規模通所介護費(Ⅰ) (平均利用延利用者数751人以上900人以下/月)	大規模通所介護費(Ⅰ) (同左)	
	大規模通所介護費(Ⅱ) (平均利用延利用者数901人以上/月)	大規模通所介護費(Ⅱ) (同左)	
市町村指定		地域密着型通所介護費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員18人以下 指定事務 集団指導、実地指導 監査 勧告等

※療養通所介護は省略

小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）の
地域密着型サービスへの移行について

1 概要

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、「地域密着型通所介護事業所」となります。

- (1) 介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されます。（参考資料：H27.12.22 全国介護保険担当課長会議資料抜粋）
- (2) このことにより、県（東部中央福祉事務所）から各市町に指定・指導権限が移行されるとともに、基準についても、各市町で定める基準条例に基づくこととなります。
- (3) 当該移行は平成28年4月1日に施行されますが、市町村における運営基準等の条例制定については施行から1年間の経過措置を設けているため、最も遅い場合には、平成29年3月31日施行で運営基準等の条例を制定することも可能であり、条例制定をしていない間については厚生労働省令で定める基準を適用することとなります。

(参考)

	～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	
都道府県指定	小規模通所介護費 (平均利用延利用者数300人以下/月)		利用定員18人以下は地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模通所介護費 (平均利用延利用者数301人以上750人以下/月)	通常規模通所介護費 (平均利用延利用者数750人以下/月)	
	大規模通所介護費(I) (平均利用延利用者数751人以上900人以下/月)	大規模通所介護費(I) (同左)	
	大規模通所介護費(II) (平均利用延利用者数901人以上/月)	大規模通所介護費(II) (同左)	
市町村指定		地域密着型通所介護費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員18人以下 指定事務 集団指導、実地指導 監査 勧告等

※療養通所介護は省略